

令和8年度庁議報告事項

第6回庁議（2026年6月23日）

企画部企画課

区民部税務課

区民部保険医療課

地域支えあい推進部介護保険課

健康福祉部生活援護課

【件名】

令和7年度までの区債権の状況と令和8年度における収入率向上に向けた取組について

【要旨】

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和8年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

- 1 令和7年度までの区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について ※令和7年度の数値は速報値

区全体の収入未済額は、特別区民税及び生活保護費返還金・徴収金等の増加が大きく、令和7年度で約46億円となり、令和6年度と比較して約1億5千9百万円増加した。不納欠損額は、国民健康保険料の減少などにより、令和6年度と比較して約1億5千5百万円減少した。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	4,645,960 千円	4,444,379 千円	4,435,255 千円	4,480,918 千円	4,639,728 千円
対前年度増減額	▲ 596,121 千円	▲ 201,581 千円	▲ 9,124 千円	45,663 千円	158,810 千円
不納欠損額	1,419,675 千円	1,137,830 千円	983,444 千円	1,055,901 千円	901,247 千円
対前年度増減額	340,060 千円	▲ 281,845 千円	▲ 154,386 千円	72,457 千円	▲ 154,654 千円

- 2 各債権の状況について ※令和7年度の数値は速報値。23区順位は未確定。

- (1) 主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）について

主要3債権の令和7年度の収入未済額は約31億5千万円で、令和6年度と比較すると、約6千7百万円増加した。不納欠損額は、約1億3千8百万円減少した。

各債権の詳細は、以下のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	3,473,128 千円	3,209,170 千円	3,108,003 千円	3,083,821 千円	3,150,782 千円
対前年度増減額	▲ 665,070 千円	▲ 263,958 千円	▲ 101,167 千円	▲ 24,182 千円	66,961 千円
区債権全体に占める割合	74.8%	72.2%	70.1%	68.8%	67.9%
不納欠損額	1,294,715 千円	1,032,482 千円	867,928 千円	922,077 千円	783,745 千円
対前年度増減額	337,121 千円	▲ 262,233 千円	▲ 164,554 千円	54,149 千円	▲ 138,333 千円
区債権全体に占める割合	91.2%	90.7%	88.3%	87.3%	87.0%

ア 特別区民税

【表3】特別区民税

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	921,993 千円	862,627 千円	778,356 千円	751,496 千円	843,418 千円
対前年度増減額	▲ 196,908 千円	▲ 59,366 千円	▲ 84,271 千円	▲ 26,860 千円	91,922 千円
収入率	97.1%	97.4%	97.7%	97.8%	97.8%
23区順位	20位	16位	15位	13位	未確定
不納欠損額	99,807 千円	94,168 千円	85,672 千円	83,396 千円	82,399 千円
対前年度増減額	▲ 7,657 千円	▲ 5,639 千円	▲ 8,496 千円	▲ 2,276 千円	▲ 997 千円

【現状】

収入率は前年度と同程度で維持できたが、差押件数を前年度より200件余増加させたにもかかわらず、収入未済額が増加した。前年度と比較して、定額減税の影響はあるものの、現年度分の納税義務者数が約5,300人、調定額が約41億円、それぞれ増加しており、納税義務者数・調定額の伸びに対して、徴収体制が追い付いていないことが、収入未済額増の要因と考えている。

【課題】

新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年度と比較して、現年度分の納税義務者数は約8,800人、調定額は約59億円、増加している。今後も、滞納者数・滞納額とも増加すると予測されるため、業務の効率化や体制強化の検討が必要である。

【これまでの主な取組】

- ① 国税OBである滞納整理専門員を活用した専門的な滞納整理
- ② 預貯金電子照会サービス、財産調査業務委託による財産調査の効率化
- ③ 督促状の発付期日繰上げによる催告・滞納処分の早期着手

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：97.9%）

- ① 従来の預貯金電子照会サービスに加え、生命保険契約の電子照会サービスも行えるようになるため、財産調査を強化し、滞納処分件数の増加を図る。
- ② 区外滞納者の現在の課税権を有する自治体への課税状況照会を令和7年度に強化し、区外滞納者数は減少したが、いまだに滞納者の約4割を占めているため、引き続き課税状況照会を早期に行う。

イ 国民健康保険料

【表4】国民健康保険料

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	2,400,415 千円	2,211,233 千円	2,181,435 千円	2,171,892 千円	2,140,636 千円
対前年度増減額	▲ 448,683 千円	▲ 189,182 千円	▲ 29,798 千円	▲ 9,543 千円	▲ 31,255 千円
収入率	70.9%	74.7%	75.1%	76.3%	77.7%
23区順位	22位	22位	22位	20位	未確定
不納欠損額	1,137,291 千円	877,683 千円	751,314 千円	793,111 千円	652,414 千円
対前年度増減額	318,288 千円	▲ 259,608 千円	▲ 126,369 千円	41,797 千円	▲ 140,697 千円

【現状】

現年度分収入未済を減らし、新たな滞納繰越を抑制することを目標に、令和6年度より通年稼働した催告センターを活用し、現年度未納分への早期対処、口座振替獲得推進等を実施した。また、令和6年度より導入した納付相談員の活用により、滞納処分が進むほか、適切な自主完納の推奨が功を奏し、現年、滞納繰越ともに前年度比増となった。

【課題】

催告センターを活用した催告業務のさらなる効率化、外国人への収納対策などの取組を通じ、債権管理体制の強化を検討する必要がある。

また、保険料の安定確保のためにも、口座振替の加入数を増やすなどの収納対策が必要である。

【これまでの主な取組】

- ① 催告センター稼働による、効率的な催告、財産調査の実施及び職員による差押え等の機能の強化
- ② 納付相談員の採用による、滞納整理の職員体制の強化
- ③ 預貯金調査等電子化サービスの拡大による財産調査の効率的な実施
- ④ 新庁舎での加入手続と口座振替手続の一体化の実施
- ⑤ 催告センターにおける、ネパール語、ベトナム語による納付案内及び、外国人滞納者に向けた在留資格に係る注意喚起の実施
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：78.9%）

- ① 催告センターを活用し、より効率的な催告や財産調査を実施し、滞納者への早期アプローチを図るとともに、職員によるタイムリーな差押えを実施していく。
- ② 納付相談員による納付相談や滞納者の履行監視を行い、職員による滞納処分体制を強化する。
- ③ 催告センターにおけるネパール語、ベトナム語による納付案内及び、外国人滞納者に向けた在留資格に係る注意喚起を実施する。
- ④ 口座振替のより一層の増加に向け、案内の充実を図るとともに、登録後の残高不足による不納の減少に向けた対策を講じる。
- ⑤ 債権管理（保険料）の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料合同研修やケース会議を開催する。

ウ 介護保険料

【表5】介護保険料

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	150,720 千円	135,310 千円	148,212 千円	160,433 千円	166,728 千円
対前年度増減額	▲ 19,479 千円	▲ 15,410 千円	12,902 千円	12,221 千円	6,295 千円
収入率	96.2%	96.4%	96.7%	96.7%	96.7%
23区順位	18位	17位	15位	18位	未確定
不納欠損額	57,617 千円	60,631 千円	30,942 千円	45,570 千円	48,932 千円
対前年度増減額	26,490 千円	3,014 千円	▲ 29,689 千円	14,628 千円	3,361 千円

【現状】

収入率は96%台で安定している。普通徴収者に対する口座振替加入の促進やキャッシュレス決済の推進などにより、普通徴収の収入率向上に努めてきたことが要因として挙げられる。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、引き続き普通徴収の収入率向上の取組を進めていく必要がある。65歳到達者は特別徴収が開始されるまでは普通徴収となることについて理解が得られるよう、介護保険制度の周知と納付啓発を行う必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 65歳到達者及び転入者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書やWeb口座振替サービスの案内を同封するなどの口座振替加入の促進
- ② 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付及び相談の勧奨
- ③ キャッシュレス決済の推進
- ④ 納付困難な被保険者に対する納付相談の勧奨及び保険料減免制度の周知
- ⑤ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：96.8%）

- ① 普通徴収の確実な納付のため、65歳到達者に対する介護保険制度の周知と納付啓発を強化する。あわせて、被保険者証の送付時ほかさまざまな機会をとらえて口座振替手続を勧奨し、ペイジー口座振替手続やWeb口座振替サービスを周知する。
- ② 介護認定の新規・更新・区分変更申請を行った滞納者に対し、給付制限になることを周知し、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ③ 定期的に督促状・催告書を発送して滞納者へ納付勧奨を行い、納付や納付相談まで結びつけることで、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ④ 納付困難な被保険者に対して、督促状・催告書等の発送文書に保険料の減免措置に関する文書を同封する。窓口での納付相談の機会にも対象となり得る方には減免制度を周知する。
- ⑤ ホームページ等での周知を徹底し、キャッシュレス決済を推進する。
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料の合同研修やケース会議を開催する。

(2) その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料などの強制徴収（差押等）で
きる公債権と、生活保護費過年度過払金返還金などの強制徴収できない公債権がある。
また、公債権以外に各種福祉資金貸付金返還金などの私債権がある。これらの主要3債
権を除く公債権と私債権の令和7年度の収入未済額の合計は約15億円となっており、
不納欠損額は約1億1千8百万円だった。収入未済額及び不納欠損額が大きい後期高齢
者医療保険料、生活保護費返還金・徴収金等の詳細は、以下のとおりである。

【表6】その他の債権合計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	1,172,832 千円	1,235,210 千円	1,327,252 千円	1,397,098 千円	1,488,946 千円
対前年度増減額	68,949 千円	62,378 千円	92,042 千円	69,846 千円	91,848 千円
不納欠損額	124,959 千円	105,348 千円	115,516 千円	133,823 千円	117,502 千円
対前年度増減額	2,938 千円	▲ 19,611 千円	10,168 千円	18,307 千円	▲ 16,321 千円

ア 後期高齢者医療保険料

【表7】後期高齢者医療保険料

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	53,593 千円	66,767 千円	75,648 千円	79,537 千円	87,587 千円
対前年度増減額	▲ 2,448 千円	13,174 千円	8,881 千円	3,889 千円	8,050 千円
収入率	98.6%	98.5%	98.3%	98.2%	98.2%
23区順位	10位	13位	17位	19位	未確定
不納欠損額	13,646 千円	13,557 千円	15,153 千円	19,597 千円	20,041 千円
対前年度増減額	▲ 868 千円	▲ 89 千円	1,596 千円	4,444 千円	444 千円

【現状】

被保険者数の増加、保険料の上昇により調定額は増加している。また、物価上昇の影
響等により、納付が厳しい被保険者が増加したことを背景に収入率は横ばいとなった。

【課題】

保険料の上昇と高齢者世帯の資産不足等により、特別徴収の適用要件を外れ普通徴収
へ移行する被保険者や納付困難者が増加しており、現年度分保険料の安定的な確保が課
題となっている。また、高額滞納者への差押えの強化や、催告センターを通じた電話・
文書・訪問催告の計画的な実施による滞納整理業務のさらなる効率化の検討が必要であ
る。

【これまでの主な取組】

- ① 75歳到達による新規加入者や特別徴収から普通徴収切替対象者への口座振替加入
の勧奨及びWeb口座振替サービスの促進
- ② 定期的な督促状の送付による滞納者への納付勧奨及び納付相談
- ③ コンビニ納付やスマートフォンを利用したキャッシュレス決済の促進
- ④ 催告センターによる滞納者への電話催告、文書催告、訪問催告
- ⑤ 職員による高額滞納者への差押え予告及び差押えの実施
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：98.5%）

- ① 普通徴収の確実な収納のため、75歳到達による新規加入者への口座振替加入の勧奨
や特別徴収から普通徴収へ支払方法が変更になった被保険者への口座振替加入の促

進を行う。

- ② 定期的な督促状の送付による滞納者への納付勧奨及び納付相談を実施する。
- ③ コンビニ納付やスマートフォンを利用したキャッシュレス決済を促進する。
- ④ 収納率向上のため催告センターによる効率的な電話催告、文書催告、訪問催告を定期的に実施する。
- ⑤ 職員による高額滞納者への差押え予告及び差押えを実施する。
- ⑥ 債権管理(保険料)の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料合同研修やケース会議を開催する。

イ 生活保護費返還金・徴収金等

【表8】生活保護費返還金・徴収金等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	999,687 千円	1,048,909 千円	1,119,904 千円	1,202,645 千円	1,279,870 千円
対前年度増減額	80,637 千円	49,222 千円	70,995 千円	82,741 千円	77,225 千円
収入率	12.0%	13.9%	11.8%	11.0%	10.7%
不納欠損額	103,405 千円	85,479 千円	85,431 千円	99,826 千円	87,639 千円
対前年度増減額	12,462 千円	▲ 17,926 千円	▲ 48 千円	14,395 千円	▲ 12,187 千円

【現状】

現年度分については、督促・催告の着実な実施により、収入率が34.7%から37.4%に向上し、収入未済額も減少したものの、全体の収入未済額は増加した。

【課題】

債務者は主に生活保護の被保護者であるため、最低限度の生活を維持しながら、返還金、徴収金に充てる費用を捻出することは容易ではない。

しかし、生活保護制度を運営するうえで、自立への支援を含めた適正な保護の実施とともに、法令に基づいた適正な債権の管理、回収に取り組む必要がある。

また、被保護者の生活状況の把握に努め、収入申告義務、資力が換金された場合の返還金の扱い等の説明を徹底するなど、債権の発生を抑制する取組が重要である。

【これまでの主な取組】

- ① 被保護者の年金・就労等の収入状況の把握による債権を発生させない取組の徹底
- ② 戻入金発生時の収入充当処理や分割納付の促進
- ③ 督促・催告、居所把握等による適正な債権管理
- ④ 強制徴収公債権として決定した債権について、被保護者との交渉による申出書を徴取したうえでの保護費との相殺

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：11%）

- ① ケースワーカーを通じた被保護者の状況把握や丁寧な説明を徹底し、債権が発生しない取組を推進する。
- ② 債権が発生した際は、過去の債権の納付状況も併せて確認し、債権管理担当者とケースワーカーが連携して、着実に納付交渉を行う。
- ③ 督促・催告、居所把握等の債権管理を適正に行う。
- ④ 強制徴収公債権として決定した債権について申出書を徴取し、保護費との相殺件数を増やす。

ウ 福祉資金貸付金返還金

【表 9】福祉資金貸付金返還金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入未済額	31,142 千円	27,324 千円	21,417 千円	17,839 千円	13,612 千円
対前年度増減額	▲ 4,518 千円	▲ 3,818 千円	▲ 5,907 千円	▲ 3,578 千円	▲ 4,227 千円
収入率	26.2%	26.7%	29.0%	20.6%	15.9%
不納欠損額	0 千円	0 千円	1,469 千円	781 千円	2,570 千円
対前年度増減額	▲ 1,349 千円	0 千円	1,469 千円	▲ 688 千円	1,789 千円

【現状】

滞納月数に応じた催告書の発送や債権回収業務の委託、並びに生活保護の被保護者となった債務者に対する債権管理担当者とケースワーカーとの連携等により、収入未済額は年々減少している。

【課題】

督促、催告の他、現年度の収入率向上のための取組を行う。

【これまでの主な取組】

- ① 債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い、回収効果を上げる取組を実施
- ② 滞納月数に応じ、催告書文面を変更のうえ、借受人・連帯保証人等へ送付

【令和8年度の主な取組】（目標収入率：21.5%）

- ① 滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- ② 債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。
- ③ 被保護者となった債務者については、債権管理担当者とケースワーカーが連携して債権管理を行う。
- ④ 督促、催告の他、納付が遅れている債務者には、個別に生活状況等を確認し納付相談につなげる。